

総務常任委員長報告

令和3年 3月19日

今期定例会において、総務常任委員会に付託されました議案 22 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第 2 号 令和 2 年度西都市一般会計予算補正（第 15 号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

第 1 表歳入については、県支出金等で 1 億 2,117 万 9,000 円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第 4 号 令和 2 年度西都市一般会計予算補正（第 16 号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

第 1 表歳入については、県支出金等で 1 億 3,845 万 9,000 円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第 5 号 令和 2 年度西都市一般会計予算補正（第 17 号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

第 1 表歳入については、地方交付税等で 1 億 4,920 万円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
であります。

本案は、専決第 6 号 令和 2 年度西都市一般会計予算補正（第 18 号）
について、議会の承認を求めようとするものであります。

第 1 表歳入については、地方交付税 221 万 1,000 円が計上されてお
ります。また、第 1 表歳出については、総務費に 221 万 1,000 円が計上さ
れております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全
会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 9 号

西都市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
であります。

本案は、職員の資質の向上に資するため、大学等における修学のため
の部分休業の制度を設けようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全
会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 10 号

西都市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
であります。

本案は、職員の任用・勤務形態の多様化を図るため、55 歳に達した日
から定年退職日までの期間中、勤務時間の一部について勤務しないこと
ができる部分休業の制度を設けようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全
会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号

西都市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
であります。

本案は、職員の資質の向上に資するため、大学等における課程の履修
又は国際貢献活動のための休業の制度を設けようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全
会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号

西都市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
であります。

本案は、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するための休業の制度を設けようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号

西都市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
であります。

本案は、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用を一定の範囲内で公費負担の対象とすることに伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 14 号 西都市課設置条例の一部改正について
であります。

本案は、組織機構の見直しに伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号

西都市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
であります。

本案は、成年被後見人による印鑑登録を可能とするため、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号

西都市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
であります。

本案は、大規模災害が発生した際の他市町村へ派遣または緊急消防援助隊として派遣され、消防活動に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給するため、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号

西都市生きがい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
であります。

本案は、生きがい交流施設の管理及び運営を市が直接実施するため、所要の整備を行おうとするものであります。

なお、審査の過程においてある委員より「西都市生きがい交流施設が市の直営になるということで、今まで以上に市民活動が盛んになるよう市民団体の利便性の向上に努めていただきたい」

との意見・要望がありました。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号 西都市消防団条例の一部改正について
であります。

本案は、消防団の車両等の配置状況や地域の現状、特性等を考慮し、消防団員の定員の適正化を図るため、所要の整備を行おうとするものあります。

なお、審査の過程においてある委員より「消防団員の定数の改正にあたっては、地域防災の要（かなめ）になる地域の消防力が今後も維持していけるよう消防団員の確保に引き続き努めていただきたい」

との意見・要望がありました。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号 令和 3 年度西都市一般会計予算について本委員会に付託をされた部分についてであります。

まず、歳入についてであります。歳入について主なものは、市税は前年度当初比 3.1%減の 30 億 3,640 万 9,000 円、地方交付税は 8.5%減の 42 億 6,085 万 2,000 円、国庫支出金は 3.5%減の 28 億 8,120 万 5,000 円、県支出金は 3.9%減の 16 億 7,952 万 3,000 円、寄附金はふるさと振興寄附金など 45.5%増の 16 億 1,000 円繰入金は 6.8%減の 23 億 8,315 万 7,000 円、市債は 46.3%減の 21 億 9,617 万 1,000 円などが計上されております。

次に、歳出についてであります。歳出について主なものは、総務費に、移住・定住や関係人口の拡大を目的とした移住支援センター事業などの予算が計上されております。また、消防費に聴覚や言語に障害のある方が円滑に消防機関への通報を行う事を目的とした NET119 緊急通報システム導入の予算などが計上されております。

なお、審査の過程においてある委員より「総合政策課は将来の西都市の姿を決める施策を行っている。施策を策定する際は、現在の数値を把握し、将来の目標数値との差から具体的な計画を練り実行して欲しい。また、地域間競争に勝てるよう他市町村ではやっていない施策を実施して欲しい」

との意見・要望がありました。

本案につきましては、現地調査を行い、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 45 号

令和 3 年度西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計予算についてであります。

本案は、前年度当初予算と同額の 3 万 8,000 円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 46 号

令和 3 年度西都児湯公平委員会特別会計予算について
であります。

本案は、前年度当初予算比 60.8%増の 80 万 1,000 円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 51 号から議案第 53 号の 3 件の議案は、いずれも西都市新庁舎什器等購入に伴う売買契約の締結について
であります。

この 3 件の議案は、指名競争入札に付した西都市新庁舎什器等（椅子・収納庫・パーティション・机・ワゴン）の購入について、売買契約を締結しようとするものであります。

この 3 件の議案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 54 号 辺地総合整備計画の変更について
であります。

本案は、東米良・穂北・南方辺地に係る総合整備計画（令和 2 年度から令和 6 年度まで）を変更する必要性が生じたため、議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 55 号

西都市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
であります。

本案は、西都市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。